

工事等における入札及び契約に係る手続の 押印見直しについて

工事等における入札及び契約に係る手続について、令和3年4月1日より、下記のとおり押印見直しを行うこととしますので、お知らせします。

押印を省略できない文書

以下の文書は、押印を省略することができません。

- 契約書・仮契約書
- 請書・緊急工事に関する承諾書
- 入札書
- 見積書
- 委任状
- 受渡書
- 協定書
- 債権譲渡に関する書類（※）

※公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領、工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領に基づく文書

押印を省略できる文書

上記以外の工事等における入札及び契約に係る文書

※押印を省略できる文書の詳細については、提出先の担当部署にお問合せください。

押印を省略した文書の措置（電子メール）

■電子メールによる提出の場合

札幌市競争入札参加資格に登録されている「見積依頼用メールアドレス（工事）」から送信し、各文書の提出先である担当部局が指定するメールアドレス宛てに送信すること。

なお、電子メールによる提出後は、提出先まで、必ず電話によりご連絡をお願いいたします。

※提出方法について、特に記載があるものは、電子メールによる提出ができませんので、ご注意ください。

※各文書の提出先である担当部局が指定するメールアドレスについては、事前に担当部局にお問い合わせの上、電子メールによる提出を行ってください。

※見積依頼用メールアドレス（工事）から受領した文書は、当該事業者から提出された文書として取り扱いますので、各事業者は、見積依頼用メールアドレス（工事）の適正な管理をお願いします。

※見積依頼用メールアドレス（工事）を変更する場合は、以下のURLをご確認ください。
https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/8_henko.html

※閉庁時間に受領した文書の受付日は、翌開庁日が受付日となります。

※各種様式において、「印」を記載している様式であっても、本取扱いに該当する場合は、押印の省略が可能です。

押印を省略した文書の措置（電子メール以外）

■電子メール以外による提出の場合

押印を省略する場合は、当該文書に以下の内容を必ず記載ください。

- ・「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先

（記載例）

押印 ⇒

責任者	氏名	〇〇部長	〇〇	〇〇
	連絡先	***-***-***		
担当者	氏名	〇〇部〇〇係長	〇〇	〇〇
	連絡先	***-***-***		

※記載がない場合は、押印の省略ができませんので、ご注意ください。

※各種様式において、「印」を記載している様式であっても、本取扱いに該当する場合は、押印の省略が可能です。

適用年月日

令和3年4月1日以後に本市（市長部局）に提出する文書から適用